

眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案に対する
意見募集について(1/2)

令和元年10月17日
原子力規制委員会

国際放射線防護委員会(ICRP)の2011年に計画被ばく状況における職業被ばくに関する眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する勧告(ソウル声明)を踏まえ、平成30年3月に放射線審議会から「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について」(眼の水晶体の放射線防護検討部会決定)の意見具申がなされており、その内容を規制に取り入れるための規定の整備を行う必要があります。

これを受けて、関連する規則、告示の改正を行う予定となっております。

つきましては、下記の要領にて別添の案について、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

標記、「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案」に対する意見がありましたら、以下の要領にて提出してください。

記

意見募集案件

意見の提出に当たっては、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている以下を参照してください。

- 眼の水晶体の線量限度の変更のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則案
- 眼の水晶体の線量限度の変更のための放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部を改正する告示案

参考資料

- 令和元年度第36回原子力規制委員会資料4

意見提出方法

意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。
なお、提出していただく意見は、必ず意見の対象を該当箇所がわかるように明記して提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出してください。

(2) 郵送・FAXで意見を提出する場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームに掲載されている「意見提出様式」をダウンロードし、「意見送付の宛先」まで送付してください。

意見送付の宛先

住 所：〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門
眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案
に対する意見募集

担当 宛て

FAX：03-5114-2128

意見提出上の注意

(1) 提出いただく意見等につきましては、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。

(2) いただいた意見については、意見募集期間終了後、個人情報等を記載する欄を除き、原則として公表させていただきます。(意見自体は原則として全て公表しますので、意見中には個人情報等の公開に適さない情報を記載なさらないようお願いいたします。)

なお、いただいた意見に個々に回答はいたしかねますので、御了承願います。

(3) 氏名・連絡先等の個人情報については、いただいた意見の内容に不明な点があった場合などの問い合わせをさせていただくため、記入いただくものです。記入いただいた情報は、今回の意見募集以外の用途には使用いたしません。

なお、いただいた意見が下記に該当する場合は、意見の一部を伏せること、又は意見として取り扱わないことがあります。

(様式1)

- ・意見が「眼の水晶体の等価線量限度の変更に関する規則等の改正案」と無関係な場合
- ・意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
- ・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
- ・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・入力された情報が虚偽であると判明した場合

意見提出期間

令和元年10月17日(木)から 11月15日(金)まで

(問合せ先)

原子力規制庁放射線防護グループ

放射線規制部門

担当：青木、馬場

電話：03-5114-2155 (直通)